

基礎法学のリアルタイム型オンライン授業について

山田 八千子*

I はじめに

本稿は、筆者が中央大学法科大学院において担当する法哲学を中心とする基礎法学科目につき、リアルタイム型オンライン授業等を実施した経験に基づく授業実践報告である。本稿では、授業実践の実証的な結果を報告するのみならず、Web 会議システムである Webex 形式を用いて基礎法学科目を展開することの魅力と限界についても述べる。すなわち、リアルタイム型オンライン授業についてのメリットとデメリットを紹介することにより、基礎法学科目についてのリアルタイム型オンライン授業の魅力を示すと共に、その限界や改善すべき課題を明らかにすることを旨とする。

本稿執筆時の 2022 年前期現在、中央大学法科大学院の授業は、リアルタイム型オンライン授業と対面型授業とを併用するハイブリッド型授業（以下「ハイブリッド型授業」という。）によって実施されている。今後の COVID-19 の流行状況にも依拠するものの、法科大学院授業については対面型を原則とす

る授業形態へと復帰しつつあるといえよう。他方で、当初は対面型授業の実施の困難さが故に導入されたリアルタイム型オンライン授業であるものの、次第に、対面型授業の代替策としてのリアルタイム型オンライン授業というだけではなく、リアルタイム型オンライン授業固有の位置づけも模索されつつあり、いわば、「攻めのオンライン授業」と呼ばれる類型も生まれつつある。言い換えれば、現在のオンライン授業をめぐる状況は、COVID-19 によって発生した当時のリアルタイム型オンライン授業を求める差し迫った必要性自体は低下しつつある一方で、リアルタイム型オンライン授業の独自の意味の探究が求められていると表現することもできるだろう。

このようなリアルタイム型オンライン授業の喫緊の重要性が一区切りのついた状況下にあって、実定法科目とは異なる属性を有する基礎法学科目を対象として、リアルタイム型オンライン授業やこれを実現するツールとしての Web 会議システムを振り返り、リアルタイム型オンライン授業の魅力と限界を検証することこそが、本稿の目的なのである。本稿が対象とする具体的授業科目は、筆者が中央大学法科大学院において担当している基礎法学科目の「法哲学」、そして基礎法学・外国法・隣接科目科目群（以下「第 3 群」という。）

* 中央大学法科大学院教授、弁護士

の特講である「3群特講」である。基礎法学は、法律基本科目（以下「第1群」という）や実務基礎科目（以下「第2群」という）とは異なる特色を有しているため、第1群科目や第2群科目には本稿の内容はあてはまるとはいえないものの、基礎法学以外の第3群の科目や展開先端科目群（以下「第4群」という。）についても汎用性のある内容であると考えている¹⁾。

II 基礎法学のリアルタイム型 オンライン授業の背景・概要

1. 背景

COVID-19により2020年4月7日に緊急事態宣言が発令され、これを受けた中央大学法科大学院のある市ヶ谷キャンパス閉鎖により、対面型授業は2020年度前期全体にわたり実施できなくなった。授業は、中央大学法科大学院における授業実施の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、オンライン授業としての非対面型授業が実施されることになった。その後、緊急事態宣言は一旦解除されたものの、再度の緊急事態宣言、蔓延防止措置の適用などが続き、以前の状況には未だ完全には戻っていない。とはいえ、現在においては、以前のような完全な対面型に戻ってはいないにしろ、ハイブリッド型授業が導入されたり対面型授業のみの科目が設定されたりし、また、受講生が教室において授業を受ける傾向が高まりつつある。本稿執筆の

2022年度前期の時点では、基本方針によれば、ハイブリッド型授業が原則となっている。

筆者の授業形態であるが、緊急事態宣言発令の当初の2020年度前期については、オンライン授業の中でも、リアルタイム型やオンデマンド型ではなく、非対面型授業の開始時に授業方針において原則的な形態とされた自修指示型授業（課題設定）を実施していた。その後、自修指示型授業からリアルタイム型オンライン授業へと移行し、筆者は、法哲学の夏期集中講義をはじめ、法哲学関連の複数科目および法律基本科目である民法関連科目で、リアルタイム型オンライン授業やハイブリッド型授業を実施してきた。

自修指示型授業は、教室における双方向の授業ができないのはもちろん、まさに文字通りの、教員にとっても受講生にとってもお互いの顔が見えない、一方的な配信の授業であった。加えて、教員にとっては、一方的な配信型の授業に合う形での授業教材の改訂や課題作成・添削などが求められ、教員にも受講生にも自修指示型授業の評判はよいとはいいがたく、あまり歓迎すべきものでなかったということが多くの教員にとっての正直な感想だろう。もっとも、起案力養成という目的達成に関していえば、すでに授業実践報告「法科大学院における起案力養成 再考 ——特別措置期間の授業をめぐる——」において、自学自修型の有する固有のメリットについて紹介した通り、一定のメリットがあったと筆者は考えている²⁾。

では、基礎法学科目においては、自修指示

型授業の固有のメリットはあったのだろうか。筆者は、当時、民法科目と同時並行して、3群特講科目において、自修指示型授業を担当していたものの、これらの基礎法学科目においては、自修指示型授業は民法科目と違って利点があったといえないと感じた。自修指示型授業に合わせて、受講生に配信するレジュメをできるだけ文章の形にしたり、毎回提出された添削課題への解答に個別に添削をしたりしたものの、担当していた科目の受講生が合計すると100名近くいたこともあり、作業量に見合う教育効果が得られたかどうかには疑問を感じていた。

しかし、同じオンライン型の授業であっても、リアルタイム型オンライン授業については、積極的に評価するべきところがある、つまり魅力があると、法哲学や3群特講科目の授業の実施を通して感じた。さらに、リアル

タイム型オンライン授業におけるWebexという中央大学のWeb会議システムで提供されているツール、とりわけ後述のⅢにおいて詳細に紹介する投票機能というツールは、対面型の授業にも導入できるのではないかという印象を受けたことが、本稿を執筆する主たる動機にもなっている³⁾。

2. Web 会議システム利用による授業実施概要

まず、中央大学法科大学院では、Web 会議システムとしてはWebexを用いつつ(図1参照)、LMSとしては、C plus というシステム(図2参照)を導入して併用している⁴⁾。

以下、Webex というオンライン会議システムを用いて、リアルタイム型オンライン授業等を実施する場合の実施概要を簡単に紹介する。

図1 中央大学 オンライン授業・WEB 会議ポータルサイト <https://onlineportal.r.chuo-u.ac.jp/wordpress/>



図 2 中央大学 C Plus Chuo University Portal Site (学内向け)



第 1 に、事前の準備については、教員は、Webex にてスケジュールを設定し、受講生に URL を知らせなければならない (図 3 参照)。

リアルタイム型オンライン授業の Webex 上のスケジュール設定等は簡単であり、毎週繰り返しての設定もできる。URL 告知について

は、Webex の設定画面上で受講生のアドレスを登録すれば告知できるものの、受講生のアドレス一覧が大学側から提供されることはなく、何より受講生がどのアドレスでアクセスしてくるのがあらかじめ同定できない。中央大学でも学生に対する大学支給のアドレス

図 3 中央大学 Webex 設定画面



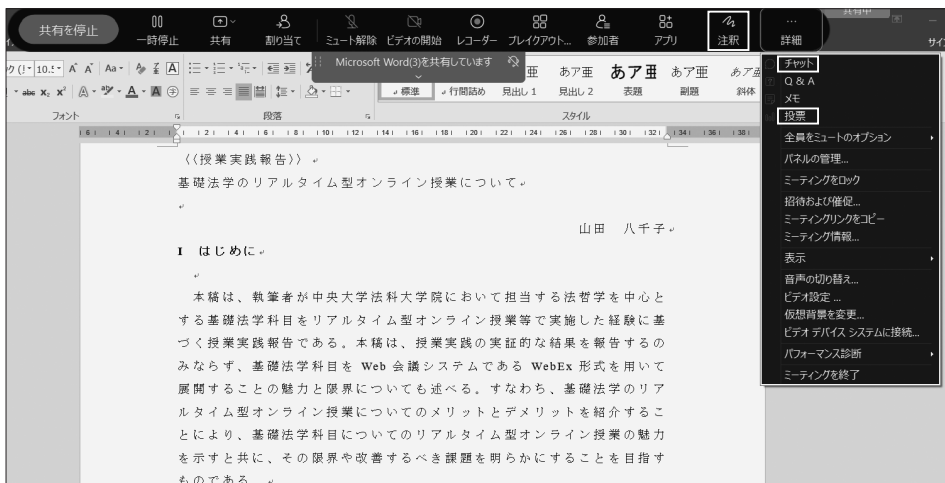
はあるものの、全ての受講生がそのアドレスを利用してアクセスしてくるわけではないからである。そのため、アドレスは、LMSであるC Plusの「講義内容作成」で受講生に告知するという形で対応するとされている（図2参照）。

第2に、授業前および授業内のサービスについては、授業前はC plusの「講義内容作成」各回にレジュメ等を掲載する形で実施した。授業実施するに当たっては、教員は、顔出しをし、授業時は適宜レジュメ等をファイル共有しながら、授業を実施した。他方、受講生の顔出しについては、オンライン授業システムの通信の負荷というアーキテクチャの問題等により、受講生の顔を画面上に映し出さないことが原則となっていた。しかし、基礎疾患などの事情のある限られた受講生のみがリアルタイム型オンライン授業に参加するタイプのハイブリッド授業が授業方針として示さ

れた2022年前期においては、顔出しが原則となっている。筆者の授業では、オンラインで参加する受講生は多くても2割程度であったことから、アーキテクチャ上の問題は一応回避されている。

授業内のサービスについては、ファイル共有に当たり注釈機能を利用したり、チャット、あるいは後で詳細に紹介する投票機能を積極的に利用したりした（図4参照）。注釈機能は、共有の画面上で教員が共有しているレジュメなどで書き込みができる機能であるが、描線の機能が使いづらいのと画面が転移されると描いた線が消えてしまうことなどの理由から、使い勝手は必ずしも良くなかった。図4の画面右上に位置しているチャットについては、音声が届いているかどうかなどを中心に利用したが、利用頻度はそれほど多くなかった。同じく画面右上にある投票機能については、Ⅲで後述するが積極的に利用し

図4 中央大学 Webex の授業時共有画面



た。なお、2022年度前期においては、筆者は対面授業のみを実施している科目（3群特講「法的思考」）も担当していたが、この科目にあっても、後述するようなWebexの投票機能については積極的に利用している。

第3にリアルタイム型オンライン授業実施後の教員の作業であるが、出席数などを記載内容とする授業報告書の提出が毎回の授業ごとに義務づけられている。この授業報告書は、ハイブリッド型授業であっても、オンラインで参加する受講生がいた場合、同様に、提出が義務づけられている。

その他として、授業の録画については、欠席した受講生やFD活動として授業参観を希望する教員のために利用した。ただし、ハイブリッド型授業の際の録画や授業参観教員のための録画は、対面型授業の教室での教室備え付けの設備による録画と比較すると、教員等のマイクの使い方によって聞こえづらかったり、黒板が見えづらかったり、教室内で発言した受講生の声が拾いづらかったりして、品質の点では劣ったという印象である。なお、中央大学法科大学院においては、一定の規模の教室には、ヤマハ ユニファイドコミュニケーション マイクスピーカーシステム YVC-1000（標準マイク1台、マイク追加可能）というオンライン会議システム用の設備が導入されたため、教室の受講生の音声は聞こえやすくなっている。

第4に、成績評価であるが、こちらは期末レポートを実施することによりおこなったが、期末レポートの出題・添削は中央大学法

科大学院のLMSであるC Plusを用いておこなった。

リアルタイム型オンライン授業を導入するに当たっては、何もかもが初めての経験であり、当初は大学自体に行くこともなく、同僚などの詳しい教員に訊いたり事務課職員に訊いたりすることができなかったため、主として、継続的に開催されている国立情報学研究所「大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム」に積極的に参加をし、海外を含む、他の高等教育機関の実例を見ながら、学んだ。この中で、諸外国の積極的にリアルタイム型オンライン授業を利用している実例を見て大変参考になった⁵⁾。

3. リアルタイム型オンライン授業における基礎法学科目の特徴

筆者がリアルタイム型オンライン授業あるいはハイブリッド型授業を実施した科目は、法哲学、3群特講法の知性史、3群特講法的思考の3つの科目であり、いずれも2単位科目である。「法の知性史」は、法思想史+ a の科目であり、 a の部分では法曹として知っておくべき法の制度史的側面などを扱った。また、法思想史の多くの標準的テキストでは扱われることがなかったりほとんど扱われていない日本の江戸期以前の法制度や、明治期の法典論争やその後の法解釈論争なども扱った。この科目は法曹として国境を超えて活動するときの教養も習得することを目的としている。「法的思考」は、法哲学の3つの

主領域である、正義論ないし法価値論、法概念論、法的思考論のうち、法的思考論の部分をふくらませた科目である。ただし、法科大学院に設置されている科目であることから、要件事実論や事実認定論の原理的な問題も扱っている。

これらの基礎法学科目の特徴は、法科大学院にあってさえも、法律基本科目と比較すれば、双方向よりも講義方式が中心となりがちであって、双方向性の形式が取りづらいことである。

民法や刑法のような法律基本科目の授業にあっては、授業時に伝達すべき最低限の基本的知識の範囲が比較的明確であり、受講生からの解答についても、教員が想定していないが高く評価すべき解答はそう多くない。簡単にいえば、何を教えるかという標準的内容はある程度決まっていて、授業時における受講生の解答が正しいのか間違っているのか、少なくとも実務法曹の候補として、正しいのか間違っているのかは、比較的わかりやすい。実定法科目にあっては、一方的な講義では理解度の確認はむずかしいし、事例に条文を当てはめたり（適用）、あるいは事例を条文に当てはめたり（包摂／例化）するために、起案や口頭の解答をさせることも必要である。このような目的を遂げるための双方向の授業のテクニックが法科大学院の授業の蓄積の中で着実に形成されつつあるといえるだろう。これに対し、基礎法学は、少し状況が異なる。実定法学のような意味での標準的内容や正解・不正解という発想はなじみづらい。

基礎法学における双方向の形式としては、実定法学同様、受講生を一人ずつあてていたり、ある問題について手を挙げさせたりする方法がありうる。前者では、教室全体の意見はわかりづらいし、後者では、個別の理由が明らかになっていない。最も良いのは、教室全員の意見を個別に聞くことであるが、授業内に実施することは到底実現できない。基礎法学とりわけ法哲学では、教員が想定していない無数の解答がありえ、むしろそのような解答をする受講生の発言は大歓迎である。明らかな不正解はありうるが、正解はないといってもよい。このような性格上、演習のような少人数の授業であれば、授業内で双方向の授業をおこなうことは可能であろうが、一定の人数以上であっても、教室をあたかも劇場のような形で授業を展開するやり方ありうるし、そのように充実した双方向の授業を実施している例もあるであろうが、筆者にとっては、実定法学の授業に比べると、基礎法学における双方向の授業実施は必ずしも容易ではなかった。授業時間外の方法としては、コメント・ペーパーを書かせて、これに目を通し、添削や教員のコメントを返すという方法もあるが、これを実施するとしても、せいぜい1回の授業で1つの課題しかすることができないし、コメントを返すにはどんなに早くても翌週となってしまうから、臨場感が薄れるという問題が生じる。

以上のように、対面型授業における基礎法学科目の双方向性に関していろいろ工夫をしていく中で、リアルタイム型オンライン授業

の実施という状況に直面することで出会ったのが、Webex の投票機能であり、この投票機能を活用することで基礎法学における双方向性を一定程度達成できたのではないかと考えている。そこで、以下のⅢでは、投票機能によって双方向性をどのように実現したかについて述べる。

Ⅲ 投票機能による双方向性の実現

1. 投票機能の概要

Webex における投票機能は、ミーティング開始中、投票ボタンをクリックすることにより簡単に呼び出すことができる（図 4 参照）。投票ボタンにより、投票作成画面に遷移する。

教員は、ここで質問形式を選び、質問を作成するが、個別解答を記録する、を選べば、受講生個人の個別の解答が保存される。解答時間は、デフォルトでは 5 分であるが、これも修正することができる。

(1) 質問の作成

投票の画面を開いた後に、投票対象の質問の作成等ができる。質問は、授業の場で作成することもできるし、あらかじめ作成しておいたものを開くこともできるし、もちろん編集や保存することもできる（図 5 参照）。いつ投票の質問作成するかについては、リアルタイム型オンライン授業の時には、25 分配信 5 分休憩というスケジュールで実施していたので、この 5 分の休みを使って当該授業内で質問を作成することができた。他方、対面で

図 5 中央大学 Webex の投票画面その 1

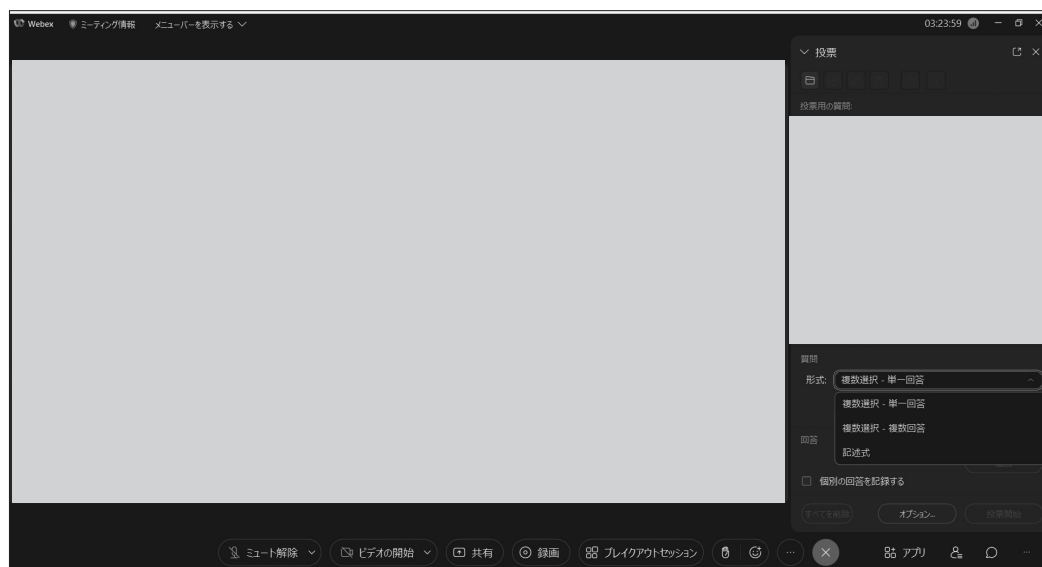
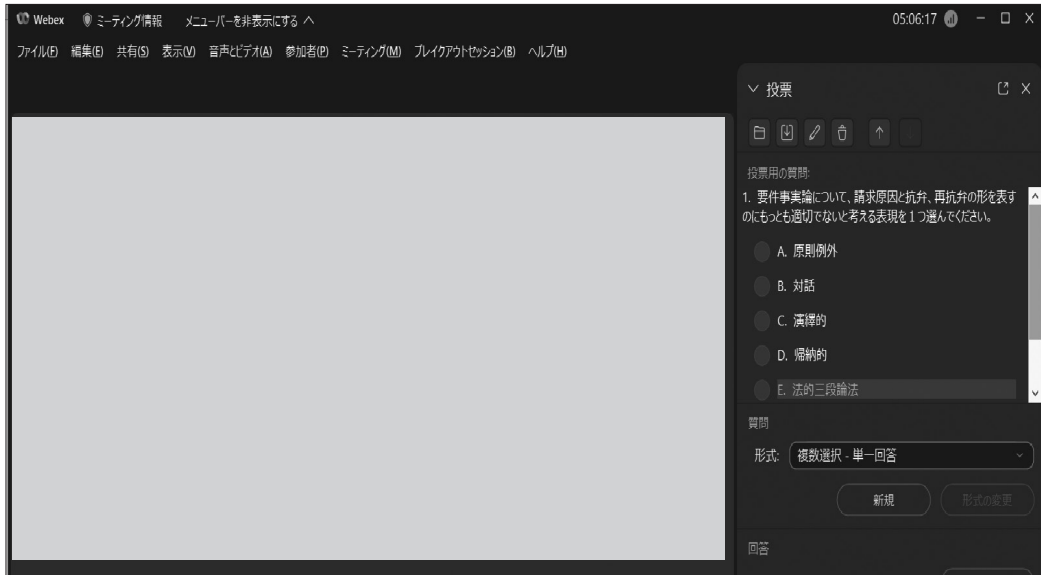


図 6 中央大学 Webex の投票画面その 2



受講している者が多いハイブリッド型授業では、50分×2の100分授業で間に10分の休みがある形であり、10分休み中には色々処理すべきこともあり、授業内で作成するのは難しく、事前に作って保存しておいた質問を開くことが通例となった。この点、授業の進行度合いに応じて臨機応変に質問を作成したり編集したりすることができなくなり、ハイブリッド型授業では質問の内容に一定の制限があることになった。とはいえ、授業の進行は、教員のコントロール下にあるから、あらかじめ質問を用意しておくのは、実は、そう難しいことではないかもしれない。

(2) 質問の形式

質問の形式は、3つ用意されている。複数選択-単一解答、複数選択-複数解答、記述式

の3つであり、この中から選択する（図5参照）。筆者の授業の中では、主として、複数の選択肢（5つが最も多い）を設定し1つの肢を選ぶ複数選択-単一解答を利用し、問題によっては、複数選択-複数解答の方式も選んだ。特定の肢を選択する場合であっても全ての選択肢を記入しきれない可能性もあり、その場合には、その他の選択肢を設けた上で、プライベートチャットでその他の選択肢を選んだ者は教員に伝えるように指示して対応した。

記述式については、利用によっては受講生の意見を反映させるのに適したツールであり、当初は積極的に利用しようとしていたが、後で記載するように匿名性の観点で問題があることや、受講生が利用している端末がタイピングしづらいものであるときには時間が掛かったりすることなどから、少なくとも筆者

の授業においては、記述式の質問はほとんど利用していない。また、結局のところ長めの文章を書かせるのであれば、中央大学法科大学院のLMSであるC Plusの課題作成・課題添削機能を利用した方が効果的であることがわかったというのも原因である（図2参照）。

(3) 質問結果の共有

教員が投票を開始し、受講生が質問に解答をし始めると、画面には受講生の解答の進捗状況が表示される。設定されている時間が終了するか、あるいは受講生全員が解答したのを確認した教員が終了ボタンを押すと、解答は終了する。受講生の解答の進捗状況を映し出すことにより、まだ解答していない受講生に予断を与えると判断する場合には、投票画面を閉じることができるが、そうすると教員にも見えなくなってしまうので、この点は注

意が必要である。

投票が終了したら、出席者と投票画面と投票結果を共有するにを入れ、「適用」をクリックすれば、投票結果画面が共有される。

「適用」がクリックされた瞬間、投票結果画面が共有されるため、質問がそれほど長くなかったときには、画面下部に表記されている個別の受講生の名前が示されてしまう。この事態を避けるため、表記された瞬間に、参加者画面などのウィンドウを移動するような方法で受講生の個人名を見えないようにすることに努めた。もちろん、質問によっては、受講生の個人名が表示されたとしても問題がない場合も少なからずあるが、匿名で解答することを前提にしているので、基本的に解答画面に表示されないような分量の質問にするなどの工夫をした。

図7 中央大学 Webex の投票進行画面

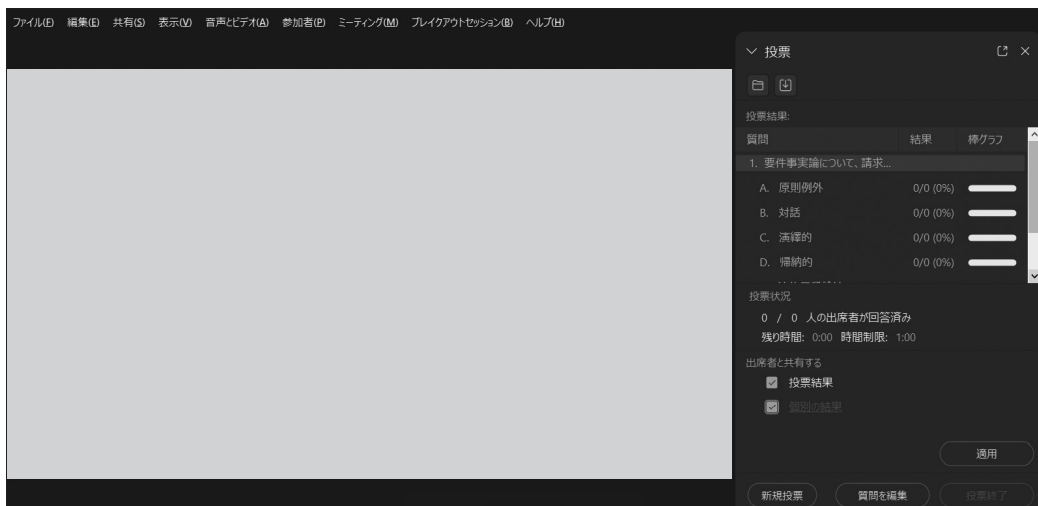


図 8 中央大学 Webex の投票結果画面（共有）



2. 投票の利用目的

——どのように利用したか

投票の質問・目的は、大きく2つに分けられる。形式的な質問と実質的な質問である。

形式的な質問は、受講生の属性の確認である。たとえば、過去に、法哲学以外の3群科目のうちどの科目を履修しているのかなどを確認した。従来の対面型の授業ならば、受講生に手を挙げさせていたが、時間がかかるのと記録をとるのが面倒だったのが、投票結果で一覧できるし記録もとれる点で望ましいと考えられる。

実質的な質問は、大きく分けて、以下の2つに分けることができる。理解度を確認する質問と、それ以外のたとえば受講生にとっての議論を喚起したり状況を共有したりするタイプの質問である。

(1) 理解度の確認

理解度の確認については、受講生がどの位理解していると自覚しているかどうかという主観的な理解度を確認する場合と受講生の自覚に関わらず客観的に理解をしているかどうかを確認する質問に分けられる。

前者の受講生の自覚を確認する質問は、リアルタイム型オンライン授業では、とりわけ重要である。というのは、対面型オンライン授業においては、受講生の顔や仕草を見ることにより、受講生が授業についていっているかどうかは、ある程度わかる。しかし、画面オフなら当然、画面がオンであっても画面越しであれば、受講生がうなずいているなどの学生の反応はわかりづらい。そこで、一定の区切りに受講生の自覚する理解度を確認するシンプルな質問をした。

たとえば、科目「法哲学」の正義論を扱った授業において、「共同体論、リバタリアニズムについて、以下の質問に解答してください。」という質問を設置し、選択肢として、1 共同体論は一応わかったが、リバタリアニズムはあまりわからない、2 共同体論はあまりわからないが、リバタリアニズムは一応わかった、3 共同体論もリバタリアニズムも一応わかった、4 共同体論もリバタリアニズムもあまりわからない、5 その他（チャットでお知らせください）を提供した。その結果、受講生の多くが「あまりわからない」と解答した領域については、再度繰り返すなどで対処した。また、たとえば、共同体論の方がリバタリアニズムよりも理解しやすいと想定していたら逆であったなど、筆者が想定していない理解度であることもあり、興味深かった。もっとも、このタイプの質問は、対面で受けている人が大部分であるハイブリッド型授業においては、性質上、使われることが少なくなった。その代わりに、ハイブリッド型で受けている受講生については、チャットなどで質問するように呼びかけるようにしている。

客観的理解度の確認の質問は、重要なポイントごとにおこなった。ただし、投票の一連の作業には一定の時間がかかるため、原則として100分の授業で最大限でも4問が限度であった。客観的理解度確認の質問は、対面型授業においても、有用であると考えられる。

図8で挙げた質問は、科目「法的思考」の要件事実論の分野を講義した後の客観的な理解度確認の質問の例である。質問として「要

件事実論について、請求原因と抗弁、再抗弁の形を表すのにもっとも適切でないと考える表現を1つ選んでください。」を設定し、解答の肢として、A.原則例外、B.対話、C.演繹的、D.帰納的、E.法的三段論法が用意されている。授業の中で、要件事実論の原則例外構造を説明し、法的思考が論理学の三段論法の演繹的思考とは異なるという説明をしていたことを踏まえて、解答として想定しているのは、C.演繹的である。この問題に、A.原則例外という解答を示した場合には、当該問題についての理解を再検討する必要があると考えられるし、それ以外を解答した場合であっても、何故演繹的より当該解答を選んだのかを検討する必要がある。また、法科大学院の授業であることから、できるかぎり事例や対話を用いた形のレジュメを用意しているのが、事例や対話中にいくつかの設問を用意している。これらの設問について質問とし、選択肢を用意して投票してもらうということもおこなった。

(2) 理解度確認以外の質問

理解度確認以外の質問は様々であり、たとえば受講生にとっての議論を喚起したり状況を共有したりするタイプの質問がこれに該当する。できるだけ実定法と関連づけて法哲学的な問題を意識してもらいたいと考えたので、そのように意識させることを目的とする質問を設定した。たとえば科目「法の知性史」の概念法学について扱った授業においては、民法総則、物権、債権総論、契約総論、契約

各論等の領域のうち、概念法学的な思考法が一番採用されていると感じる領域はどれかという質問をしたが、何か特定の解答を正解として提示されたものではなく、概念法学と民法学との関係を意識してもらう目的の質問である。また、「法哲学」の共同体論の授業において、自分にとっての構成的共同体は何かという質問は、選択肢として、たとえば家族、親族、サークル、地域社会のコミュニティ、小中学校の同期等を挙げることにより、共同体論のいう共同体が何か、同定できるのかという論点について、法哲学の理論的知識と受講生の身近な問題とを関連させて考えることに主眼をおいた質問である。また、「法哲学」においては専門用語の意味がわかりづらいというコメントを以前からアンケートでよくもらうので、当該専門用語について、そもそも当該用語を聞いたことがあるか、聞いたことがある場合であっても言葉の意味を知っているかなどを聞いたりした。「法の知性史」においては、授業で扱う思想家について、その名前を聞いたことがあるか等を含め確認したりする質問もよくおこなった。

法哲学においては、直観的な結論との齟齬、直観的結論と分析・検討した結果の結論との整合性などが問題になるから、まずは受講生が当該問題についてどのような直観的結論を有したのかについて、事例を用いるなどにより、質問を作成した。

以上のように、理解度確認以外のタイプの質問は、まさに多様なタイプと解答があり、授業を実施している筆者にとっても新鮮な驚

きをもって受け取るような解答も少なからずあった。このような理解度確認以外の質問も、対面型授業においても、効率性の点でも受講生が能動的に授業に関わっていくという点でも、一定の有用性を有すると考えられ、2022年度の前期授業の法的思考、法の知性史では、客観的な理解度確認の質問と並んで積極的に利用している。

3. 投票機能への評価

受講生からの評価は、昨年までの授業アンケートに関しては、相対的には良かった。オンラインの画面をずっと見ているよりは、投票に解答し、他の受講生の状況を共有できることは、一定の刺激になったと考えられる。また、リアルタイム型オンライン授業にあつては、受講生は資料を読んで解答することができ、どのような資料が手元にあるかで解答に差が出る。筆者が担当した法律基本科目のうち即日起案的な科目では、まさに、この点で不公平感がでたりした。対照的に、基礎法学の授業にあつては、もともと暗記すべき知識があつてないようなものであるから、どのような資料を用意しているかなどのオンラインの受講状況によって解答の質に差が出ることに不公平感はないのも一因であろう。

教員である筆者にとっては、良い点は複数あつたが、主要な良い点は2つであつた。1つ目は、知識の確認について、前述したように、筆者が想定していたのと異なる結果、たとえば共同体論の理解度がリバタリアンより

低いことなどがわかり、学生が理解不十分であると自覚しているところは再度繰り返し教えることができた。なお、当初は、繰り返した後に再度の投票を実施していたが、時間の節約もあり、また、再度説明した後は、理解度が上がる方を受講生が選ぶという傾向がみえてきたことから、途中から再度の投票は省略した。2つ目は、受講生が多様な考え方を有していることなど受講生の情報が、時間をかけずに把握することができ、かつ、これを教員にも受講生にも共有できることである。もし対面で同程度の情報を受講生から獲得しようとする場合、一人ずつ当てる形で実施するしかないだろう、これは、時間をとるし、以前は、50人前後の授業の場合には、せいぜい各期に1問程度だった。しかし、投票の方法を用いることにより、1回の授業で少なくとも2問は聞けるし、何より記録をとる時間も節約することができるので、双方向の参加度を計測できると共に次回以降の授業等に生かすことができる。

IV おわりに

以上、法哲学等の基礎法学のリアルタイム型オンライン授業の実施について紹介すると共に、Web会議システムの1つであるWebexの投票機能の有用性や利用例を紹介した上で、投票機能は、リアルタイム型オンライン授業のみならず、従来の対面型授業においても、基礎法学の属性に応じた双方向性を実現

する手段としての魅力を有していることを示したつもりである。

もちろん問題点がないわけではない。リアルタイム型オンライン授業については、顔出しをしない場合には臨場感に欠けるし、ハイブリッド型授業については、対面で受講している学生と同様な形でオンライン受講の学生とやりとりをすることは、個別に当てていくというような方式をとらなければ、難しいであろう。とりわけ基礎法学では、教室に多くの学生がいるにもかかわらず、オンラインの学生に個別に当てていく方式を採用することは容易ではない。

投票機能の利用については、Ⅲでいくつかの実例を紹介し、投票機能は、リアルタイム型オンラインにおける双方向性を保証するものであり、基礎法学にとっては学生に口頭で解答させること以上のメリットがあり、これらの点を勘案して、対面型授業であっても投票機能を積極的に利用する意義があることを示した。もっとも、投票結果の表示方法や質問の選び方など、まだまだ課題も多い。また、対面型授業でWebexを利用することはWi-Fi環境にも影響されるのであって、(中央大学法科大学院のある市ヶ谷キャンパスのWi-Fiのルータがどこにあるか調査した上でおこなったものの)多数のアクセスが集中すると通信障害が起こる可能性は否定しきれず、安定した通信環境の確保も必要である。

以上のような課題を有しつつも、基礎法学にとってリアルタイム型オンライン授業によって提供された投票などのツールは、充実

した授業のための素材として注目に値するものであると考える。ブレイクアウトセッションや動画の共有、他大学とのコラボ授業など、まだまだ筆者が試みていない機能も数多くある。今後、Covid-19が収束し、リアルタイム型オンライン授業の必要性が意識されなくなったとしても、法科大学院のWeb会議システムを利用した授業の有する可能性について検討していきたい。本稿は、そのための備忘録を兼ねた実践報告である。

〈追記〉 本稿脱稿後、2022年8月27日実施の日弁連主催／法科大学院協会・臨床法学教育学会後援の「法科大学院のウェブ授業に関するシンポジウム」(Zoom ウェビナー)に参加して、臨床法学教育学会理事長であり、法曹教育・研究をめぐる多彩な活動や情報発信をしている鹿児島大学司法政策教育研究センターセンター長でもある法社会学者米田憲市氏(鹿児島大学法文学部法経社会学科教授)の基調講演をはじめ、九州大学、東京大学、神奈川大学法科大学院で実施されている先進的なウェブ授業についての報告やパネルディスカッションから数多くの知見を得たものの、残念ながら脱稿後であり本稿には反映することができなかつたので、この点は他日を期したい。

注

- 1) 第4群の中でも司法試験の選択科目は、後述する第1群科目と共通する属性を有していると

考える。

- 2) 法律基本科目の民法関連科目である1年次の民法科目における、自修指示型授業の概要については、拙稿「法科大学院における起案力養成再考—特別措置期間の授業をめぐる」91頁以下(中央ロー・ジャーナル第17巻第2号、2020年)で紹介・検討した。
- 3) 中央大学Webexシステムについては、<https://onlineportal.r.chuo-u.ac.jp/wordpress/>を参照。大学授業で用いられているその他のWeb会議システムであるZoomやTeamsでも、Webexの投票等に対応する類似の機能はあると考えられるが、筆者はWebexを用いた授業しか実施したことがないため、本稿はWebexを用いることを前提としている。操作性や仕様などはそれぞれのプラットフォームによると考えられるし、それらも日々更新されつつある。
- 4) LMSとは、Learning Management System(学習管理運営システム)の略語である。LMSは、eラーニングシステムにおけるサブシステムの1つであって、レジュメの配信、レポート提出出欠管理、受講生への連絡や意見交換ができる。自修型授業においては、C plusの意見交換を用いたが(図2参照)、少なくとも筆者には十分に活用しきれなかった。なお、中央大学法科大学院においては、当初は名古屋大学が開発した起案力養成システムを導入し、その後、本法科大学院が獲得した本学の教育力向上予算により名古屋大学の起案力養成システムに基づき独自の仕様にて導入した本学用の起案力養成システムを当該予算が適用される限定された期間において、法科大学院全体で利用していた。本システムは、一言で表せば、受講者が匿名性を維持したまま受講者同士で評価をし合うという興味深いツールである。筆者は、法曹をめざす法科大学院生にとって最も必要な能力は起案力であると考えており、起案力養成ツールとして名古屋大学のシステム時代から当該eラーニングシステムを積極的に活用していたため、その利用が本学法科大学院で取りやめになったことは残念に感じていた。起案力養成システムについて

の詳細は、拙稿「法科大学院教育における起案力養成(1)—法学未修者の起案力要請とeラーニングシステム」205頁以下（中央ロー・ジャーナル第15巻3号，2018年），同「法科大学院教育における起案力養成(2)—法学既修者法科大学

院2年次生の起案力養成と中級事案研究」181頁以下（中央ロー・ジャーナル第15巻4号181頁以下，2018年）を参照。

5) 過去のシンポジウムの動画は<https://edx.nii.ac.jp/>で見ることができる。